

## 第4章 「命の尊厳」を守る——国連は反人道罪にどう対処してきたか

望月 康恵

### 1 国際社会における反人道罪の取り組み

「人道に対する罪」が、第二次世界大戦中のナチスによるユダヤ人の殺戮を対象にしてニュルンベルク裁判所憲章に定められて以降、反人道罪に対して如何に対処するのか、国際社会において論じられ続けている。二度にわたる戦争の惨害を経て設立された、普遍的な国際機構としての国連は、国際の平和と安全の維持をその主要な目的とし、人権の保護促進を目指している。このことからすれば、反人道罪について、国連で議論され措置が講じられることは、当然とも言えるだろう。反「人道」罪が示すように、この犯罪は人類全

体に対する残虐行為であり、また同時に人間性を侵害する行為であるという理解が、国際社会において共有されているのである。

それでは国連において、「反人道罪」はどのように論じられてきたのだろうか。国連では、①宣言や条約の策定を通じての反人道罪の違法化、②平和活動を通じての反人道罪への対処、③人権の観点からの反人道罪の特定、が講じられてきた。反人道罪が個人に帰する行為であるとしても、その犯罪が生じうる背景、行為の状況の確認、さらにはその行為が及ぼした社会的影響と再発防止に向けた取り組みについては、個人を訴追する刑事裁判所において対応できる事項ではなく、むしろ国際社会全体としての多様な措置が求められる。そこで以下、国連の取り組みを概観し、国際社会の対応が、国際刑事裁判所（ICC）における訴追や処罰を補完する機能であることを論じる。なお「人道に対する罪」についてはその内容や定義は多様であることから、本稿では「人道に対する罪」と称されてきた行為や状況一般を扱い、「反人道罪」と称して検討する。

## 2 違法化に向けての取り組み—宣言や条約の策定

国際社会においては、第二次世界大戦直後から、反人道罪を特定し違法化を目指して宣

言や条約が作成されている（表一参照）。

（表一）国際社会において作られた「反人道罪」を含む文書

年	文書名	内容
一九四六	国連総会「ニュルンベルク裁判条例によつて認められた国際法の諸原則を確認する決議」採択九五（I）	国際法上の犯罪としての人道に対する罪（原則IV）
一九四八	集団殺害犯罪条約	人道に対する罪の個別行為
一九五〇	国際法委員会「ニュルンベルク裁判所の憲章と判決において承認された国際法の諸原則」ニュルンベルク原則	人道に対する犯罪（原則VI（c））
一九六八	戦争犯罪および人道に対する犯罪に対する事項不適用に関する条約	人道に対する罪が戦時または平時に行われうることを規定（第一条（b））
一九七三	アパルトヘイト条約	人道に対する罪としてのアパルトヘイト（第一条）

一九八四	拷問等禁止条約	人道に対する罪の個別行為
一九九一	国際法委員会「人類の平和と安全に対する罪の法典草案」暫定採択	
一九九三	旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所規程	管轄犯罪としての人道に対する罪（第五条）
一九九四	ルワンダ国際刑事裁判所規程	管轄犯罪としての人道に対する罪（第三条）
一九九六	国際法委員会「人類の平和と安全に対する罪の法典草案」暫定採択	A／51／10 第一八条
一九九八	国際刑事裁判所規程	第七条
二〇〇五	国連総会決議「保護する責任」	A／RES／60／1 第一三八、一三九項
二〇〇六	強制失踪条約	人道に対する罪の個別行為
二〇一七	国際法委員会「人道に対する犯罪」条文草案	

国際的な会議、国連総会、国連総会の補助機関である国際法委員会（ILC）において、反人道罪の内容や、その行為に対する措置について定められてきた。とくにILCでは、国際法の漸進的発達および法典化が目指され、反人道罪に関する法文書が作成されてきた。たとえば「人類の平和と安全に対する犯罪の法典草案」は、一九五〇年代から一九九〇年代まで議論が行われ、人類の平和と安全に対する罪に該当する犯罪類型として、侵略犯罪、ジェノサイド罪などと併せて、人道に対する罪が規定された（第一八条）。またこの文書は、国際刑事裁判所規程（ICC規程）の作成においても援用された。

二〇一四年以降、ILCは人道に対する罪の条約案を検討し、二〇一七年に草案が作成された。この条約の目的は、第一に、反人道罪の捜査や、被疑者の逮捕、訴追、処罰のために国家間協力関係を構築すること、第二に、反人道罪に対する国家の防止義務を明確にすること、第三に、国内での刑事司法制度を確立し犯罪の不処罰を防ぐこと、第四に、犯罪行為の立法義務を国家に示すことである。この条約草案においては、犯罪の定義はICC規程を踏襲している。

ところで、反人道罪がどのような犯罪行為であるのかについては、文書により多様である。国連で採択された文書からは、次の共通点が確認される。

まず、反人道罪の行為者についてである。反人道罪は、国の政府や、組織によりそのかされあるいは指示された行いである。非人道的な行為の実施には、組織化された集団が存在し、命令を行使させることができる支配者の存在が前提となる。したがって、反人道罪に問われるのは、その様な組織集団において命令を下し実行させることができる権力者である。非国家主体についても、国家に準ずる組織が存在し権力を行使できる者の行為については、反人道罪が適用される。

次に、誰に対するどのような行為なのか、である。反人道罪においては、非人道的な行為とは組織的な方法により大規模に行われたものである。組織的な方法による行為とは、事前の計画や政策があり、それに基づいて非人道的な行為が繰り返しあるいは継続して行われることである。行為の規模については、量的な基準は明確にはないものの、多様な被害者に対する行為である場合が想定される。また反人道罪は、組織的な方法で行われるか、あるいは大規模に行われるかいずれかの条件を満たすものとされ、両方を同時に満たすことは要件とはされていない。さらに反人道罪は、直接の被害を受けた人や共同体のみならず、人類全体を苦しめる犯罪行為と位置づけられる。つまりこの犯罪行為は、人類のみが共有できる「人道性」を脅かし傷つけるものである。

ところで、反人道罪は、いつどのような状況下で行われた行為なのだろうか。ジェノサイド条約においては、反人道罪は武力紛争との関連は要件とされていない。その一方で、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（ICTY）の設立の際には、「人道に対する罪は、あらゆる市民に対するもので、国際的あるいは国内の性質の紛争で行われようと、禁止される……人道に対する罪は、意図的な殺害、拷問または暴行など、極めて深刻な性質の非人道的な行為を表し、国民的、政治的、民族的、人種的または宗教上の理由により、あらゆる市民の人々に対する大規模または組織的な攻撃の一部として行われたものである」との見解が示され、紛争状況で行われた犯罪行為が対象であった。現在では、反人道罪は紛争下の行為に限定されず、あらゆる状況での行為が対象となる。

以上の通り、反人道罪に関する文書の作成や採択は、国際的な関心事項としての反人道罪について、国際社会の認識を確認する作業である。またそれは、国際社会として反人道罪やその行為者を非難し、行為に対して措置を取ることに加えて、犯罪行為を阻止することも想定されている。

### 3 「保護する責任」における反人道罪

反人道罪は、一九九〇年代から主張されてきた「保護する責任（R2P）」の議論においても重大犯罪の一つとして捉えられてきた。保護する責任とは、人々の生命に責任を持つのは主権国家であるが、主権国家がその責任を担えない場合は国際社会が国家に代わって行動し、人々の生命を守るという考え方である。この議論は、当初はカナダ政府により主導され、国際社会による新しい対応の枠組みを提示するものとして評価された。その一方、著しい人権侵害が発生し、国家が対応できない場合に国際社会が国家に代わって責任を担うという主張は、人道を目的として、他国への介入を正当化する根拠に用いられるのではないか、という懸念を国家に生じさせた。

二〇〇五年の世界サミットで採択された成果文書において、保護する責任が援用される場合には、国連憲章に従うことが次の通り明記された。

**大量殺戮、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する犯罪から人々を保護する責任**

一三八、各国家は、大量殺戮、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する犯罪からその国



の人々を保護する責任を負う。この責任は、適切かつ必要な手段を通じ、扇動を含むこのような犯罪を予防することを伴う。我々は、この責任を受け入れ、それに従い行動する。国際社会は、適切な場合に、国家がその責任を果たすことを奨励し助けるべきであり、国連が早期警戒能力を確立することを支援すべきである。

一三九 国際社会も国連を通じ、大量殺戮、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する犯罪から人々を保護することを助けるために、憲章第六章および第八章に従い、適切な外交的、人道的およびその他の平和的手段を用いる責任を負う。この文脈で、我々は、仮に平和的手段が不十分であり、国家当局が大量殺戮、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する犯罪から自国民を保護することに明らかに失敗している場合は、適切な時期に断固とした方法で、安全保障理事会を通じて、第七章を含む国連憲章に従い、個々の状況に応じ、かつ適切な場合には関係する地域機関と協力しつつ、集団的行動を取る用意がある。我々は、総会が、大量殺戮、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する犯罪から人々を保護する責任およびその影響について、国連憲章および国際法の諸原則に留意しつつ、検討を継続する必要性を強調する。我々はまた、必要に応じてかつ適切に、大量殺戮、戦争犯罪、民族浄

化および人道に対する犯罪から人々を保護する国家の能力構築を助け、また危機や紛争が勃発する緊張に晒されている国家を支援することに全力を傾ける考えである。

つまり、世界サミット成果文書では、国家が、人道に対する罪を含む犯罪行為について人々を守る責任を有していることが確認され、その上で、仮にそのような責任を国家が担えない場合には、国連が紛争の平和的解決手段（国連憲章第六章）や地域的機関（第八章）を用いて措置を講じること、さらには、安全保障理事会が第七章に従い強制措置を取る可能性が指摘されたのである。

世界サミット成果文書から、反人道罪に関してどのようなことが明らかになるだろうか。まず、反人道罪は、国際社会にとって見過ごすことのできない深刻な犯罪行為の一つとして位置づけられ、国際社会による対応が確認された。

また、これら犯罪が生じた場合には、国連憲章第七章に基づいて安全保障理事会が措置を講じる可能性が示された。つまりは、保護する責任の枠組みにおける反人道罪への国連の取り組みは、反人道罪を犯した個人の訴追や処罰とは別の次元において行われる。すなわち反人道罪を含む四つの犯罪行為の発生の前提として、政府あるいは組織化された団体

が存在し、その行為あるいは命令により、目的を伴う非人道的な行動がなされると考えられるのである。刑事裁判所は個人の犯罪行為を対象とすることに特化しており、犯罪行為が生じる状況やその背景に対応することは想定されていない。これに対して、成果文書では、政府や国際機構は、政府や軍による意図的な行動を伴う行為に対応する、保護する責任を負うエージェントとして位置づけられる。つまりは、反人道罪が生じうる状況に対処することにより、国連はICCでの個人の訴追を補完する役割を担うのである。

したがってこれら犯罪行為が生じた場合には、国家主権を理由として国が措置を講じないことはもはや認められず、国際社会として、強制措置を含むあらゆる行動が取られることが想定されるのである。

さらに世界サミット成果文書で確認された保護する責任の実施は、三つの柱により構成されている。すなわち保護する責任は、第一に、国家が人々を四つの犯罪から保護する責任、第二に、国家によるそのような義務を履行することを国際社会が支援する約束、第三に、国家が人々を明らかに保護できない場合には、国連の加盟国が集団として対応する責任である。このように反人道罪は、保護する責任の文脈において、主権国家、国連加盟国、国際社会による国連憲章に基づく措置の対象となることが想定されているのである。

以上の通り、保護する責任を通じて、四つの犯罪行為が特定され、それに対する措置が国際社会の総意として確立されたのである。これまで、保護する責任に基づいた国連による措置は、ほとんど実施されてはいないものの、保護する責任の考えの確認とそれに基づく枠組み作りは、反人道罪に対処する国際社会全体としての一連の取り組みとして評価できらるだろう。またこのような国連憲章下での措置は、刑事裁判所による個人の訴追や処罰を補うものでもある。

#### 4 平和構築活動としての取り組み

反人道罪に対して求められるのは、その犯罪の発生前や発生中の状況への取り組みや、犯罪行為者に対する措置に留まらない。とくに紛争終了後には、紛争の再発を防止しまた平和が永続するように新しい社会の構築が目指される。その際に、反人道罪への対処が重要な課題の一つである。体制の移行期に正義を追究する「移行期正義」において、反人道罪を含む重大犯罪に関しては、一方では加害者の行為を特定し、他方で誰が被害を受けどのような行為が行われたのか、調査し報告書を作成し公表することにより、反人道罪の特定化と加害者に対する非難、被害者に対する公的な認知が行われてきた。

一例として東ティモールの事例がある。二〇世紀にインドネシアの占領下に置かれていた東ティモールは、国家としての独立を目指し、それを支援する目的で国連の平和維持活動である国連東ティモール暫定行政機構（UNTAET）が現地に展開された。同活動は立法、行政、司法行政を担い、事実上、東ティモールを統治した。このUNTAETにより、重大犯罪行為に管轄権を有する重大犯罪パネルと、重大犯罪を捜査する重大犯罪ユニットが設立された。さらに、受容真実和解委員会（CAVR）が設立され、一九七四年から一九九九年の間の人権侵害行為を調査し、また重大犯罪に至らない行為については和解と正義を促進する権限が与えられた。CAVRにより公表された報告書の中で、インドネシアによる違法な軍事占領下で市民に行われた人権侵害行為や軍による拷問、一九九九年のインドネシア軍による違反行為は、人道に対する罪に相当すると述べられた。さらに報告書は、東ティモール政府に対して、人道に対する罪を刑法関連の規定に加えることを、また国際社会に対しては、東ティモールで生じた人道に対する罪を裁くために、国連憲章第七章に基づく刑事裁判所の設立を勧告した。このように、過去の事件や犯罪行為を特定し公的に認知すること、さらには国家や国連に対して反人道罪に対する措置を講じることについての勧告が、移行期正義のメカニズムを通じて行われた。またその勧告は、国家の法制度の

改正や国際社会による刑事司法機関の設立をも促した。

## 5 国連の人権諸機関の取り組み

### 調査委員会（COI）

国連の人権理事会は、加盟国における人権侵害行為を審議し調査を行う。とりわけ人権理事会が設立した調査委員会（COI）による人権侵害発生国の現地調査は、犯罪行為の発生や状況について国連が特定し公表する貴重な機会となっている。調査委員会による調査は、国際社会がICC規程の非加盟国に関与できる貴重な方法である。

調査委員会を通じての調査の例としてブルンジがある。同国における人権侵害行為について調査を行うために、人権理事会により調査委員会が二〇一六年に設立された。その際に、調査委員会は、ICCの検察局がブルンジの状況について予備捜査を開始したことに留意し、またICC規程の締約国としてのブルンジの義務について想起した。ブルンジは二〇〇四年にICC規程を批准したが、二〇一七年一〇月二七日に脱退した。ただし同国がICCから脱退したとしても、ICCは、ブルンジがICC規程の当事国であった二〇〇四年一二月一日から二〇一七年一〇月二六日までの行為については管轄権を有するとし

た。ブルンジのICCからの脱退後は、国連の調査委員会が同国における人権侵害行為を特定できる唯一の組織となった。国連ブルンジ調査委員会は、ブルンジで反人道罪が行われてきたことを信じるに足る十分な証拠を有しているとの報告を行っている。さらに調査委員会は、人権侵害行為が人道に対する罪を構成していること、また国内の刑事司法制度の独立性が確保されていないことを確認した。

また調査委員会による反人道罪の特定が、刑事裁判所での犯罪行為者の訴追を、将来において可能にする場合もあるだろう。ミャンマーに関しては、二〇一一年以降の人権侵害行為が問題となっている。とくに少数民族のロヒンギャが追放され、バングラदेशに強制的に移動させられている事態に対して、人権理事会は、国連独立国際事実調査ミッション（FMM）を設立し、国際犯罪に相当する人権侵害行為について事実や状況を確認した。FMMは、調査を通じてミャンマーの人権侵害行為を公表し、国際社会に対して措置を取ることを提案した。たとえばFMMは、国際社会に対して、ミャンマー軍への支援の停止を促した。またFMMは、軍の司令官が国際社会から孤立させられ、彼らが戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイド罪により刑事裁判所で裁かれるべきと述べた。さらにFMMは犯罪行為者の訴追をICCに促した。

このようなFMMによる人権侵害行為の状況確認が、バングラディシュ／ミャンマーの事態についてICCでの捜査を始める契機になったとも考えられるだろう。FMMが設立される際に、人権理事会はミャンマー政府に対して犯罪行為者の処罰と被害者の救済を求めた。またICC検察官が予備的検討の開始を宣言した数日前には、FMMがミャンマーの人権侵害状況を公表し、国際人道法の深刻な違反に加えて、一貫した形態の重大な人権侵害と違反がミャンマー軍により行われていたことを確認し、さらに責任を有する軍の司令官がICCにおいて捜査され訴追されるべきであると勧告した。

またFMMを引き継いで、二〇一九年よりミャンマー独立調査メカニズム（IIMM）が設立された。IIMMは、犯罪行為者の刑事ファイルを作成するために証拠収集を行い、また次の特徴を有する。

第一に、IIMMは情報収集により、ICCを含む刑事裁判所での犯罪行為者を訴追できる可能性を示している。犯罪行為についての証拠の収集と保存は、犯罪行為者の将来の訴追にとって重要である。特に時間の経過により証拠を隠ぺいしたり破壊したりする可能性が高くなることから、あらゆる証拠を保存して用意しておくこと（ドキュメンテーション）は、移行期正義においても重要な課題でありまた取り組みである。



第二に、IIMMは公平かつ独立した刑事手続を促すことを目的とする。IIMMは裁判機関ではないが、同メカニズムは証拠の収集と刑事事件のファイルを作成し、裁判機関と共有することにより、犯罪行為者が不処罰とならないことを目指している。また証拠の共有についても注意を払い、被害者の人権が保護されるように努める。すなわち情報を提供する機関について、目撃者と情報源を保護し、秘匿の約束を尊重することを確保できる場合に限り、情報を共有する。またIIMMは、公正な裁判の権利を含む国際人権法や基準を尊重し、死刑を課さない裁判所とのみファイルを共有する。したがって、IIMMが自ら得た情報を裁判所と共有する場合にも、目撃者の人権が保護されていることを十分に確保する。

第三に、ミャンマーの状況を監視し続けることによる犯罪行為の抑止効果をIIMMは想定している。IIMMの長は、二〇一九年に国連人権理事会で次の通り述べている。「IIMMは、ミャンマーの全ての軍事組織に所属する、将来の犯罪行為者に対してメッセージを送っている。我々は監視を続けており、犯罪行為者はその責任をいつの日か追及されるだろう、と」。国連の人権機関による人権状況の監視が続けられ、犯罪行為に関する情報の収集活動が明らかにされることにより、人権侵害行為に対する抑止効果が働くことが期

待されている。

以上の通り、人権理事会によって設立された調査委員会やメカニズムは、一方では人権状況について調査しその結果を公表することにより、国際社会に状況を明らかにするのみならず、犯罪行為を阻止する対応を取る。何よりも情報収集と蓄積は、犯罪行為者の訴追と処罰に向けた準備でもあり、今後行われうる刑事裁判を支援することになるだろう。

ミャンマー政府によるロヒンギャに対する人権侵害行為については、ミャンマーがICC規程の加盟国ではないことにより、ICCが現地で調査を行うことも犯罪行為者の訴追も、現段階では不可能である。その一方で、人権理事会は、国連加盟国であるミャンマーに対しては、従来通り、人権侵害の調査、普遍的定期審査などを通じて、人権状況について調べたり審議したりできる。つまりは人権理事会による反人道罪への取り組みは、人権の保護と促進を目指す国連による取り組みの一部であり、同時にICCがより効果的に機能し、犯罪行為者の訴追と処罰を何時でも行えるように支援する、重要かつ不可欠な役割を担っていると言えるのである。

## 6 国連による取り組みの課題

以上の通り、反人道罪に対しては、国連における文書の作成、体制移行期の社会の復興、現地調査などの取り組みがなされてきた。また特定の国については、国際社会が人権侵害状況を監視し続ける立場を示すことにより、潜在的な犯罪行為者による将来の行動を抑止する意義をも有している、このような国連の活動は、ICCにおける訴追や処罰を補完する。ただしこのような取り組みには限界もあり、次の課題を指摘できるだろう。

第一に、国連憲章体制に内在する制約である。国連が加盟国により構成される国際機構であり、その意思決定は政府により行われることから、政府が同意しない、あるいは同意できない文書は作成もまた実施も困難である。とくに安全保障理事会が国連において決定を行える唯一の機関であることにより、常任理事国の同意が得られる措置のみが可能となる。

たとえば、保護する責任についても、国家が人々を保護する意思や能力が欠如している場合には、国連憲章第六章から第八章の措置に基づく措置が取られる。ただし第七章の措置の決定には、安全保障理事会の常任理事国の同意が必要である。したがって、常任理事

国の合意が得られない場合には、たとえ他の大多数の国が、保護する責任が守られていないと確認する状況であったとしても、国連による措置は実施されない。くわえて、保護する責任に関して、国連憲章に基づいて国際社会が対応するプロセスが明示されたことにより、実際に措置を取ることが可能な大国による行動が期待されてしまうことから、かえって、保護する責任の枠組みで、人権侵害状況を特定することに国が躊躇する状況も生じるのである。

第二に、国連とICCとの関係性の構築についてである。ICC規程によれば、安全保障理事会がICCの管轄権内の犯罪が行われたと考えられる事態を検察官に付託した場合には、ICCは管轄権を行使できる（第二三条）。上記で検討した国連の調査委員会は、国連の下の機能である。調査委員会が収集した証拠等をICCが如何に効果的に利用することができるのか、国連とICCの間のさらなる関係の構築が目指されるであろう。

第三に、より根本的な問題として、次の課題がある。反人道罪が組織的な犯罪行為であるとすれば、そのような構造を変えていくための、より長期的な対応が国際社会として求められる。現在では、犯罪行為者の処罰や、人権犯罪状況の特定や非難といった、短期的かつ対処療法的な措置が主に取られている。国連ではこれまで、反人道罪について特定し

その行為に対して非難を行うものの、その様な措置のみでは、犯罪行為を阻止したり永続的になくしたりすることはできないだろう。反人道罪を生じさせる国家の政治体制や構造を変え、組織的な犯罪が二度と生じないような抜本的な措置を取ることが求められるのである。つまり反人道罪を発生させる政治体制をどのように変えていくのか、またどのようにすれば、現地の人々のイニシアチブによりそれが実現されるのか、長期的かつ根本的な方法の模索が国連に求められる。

人道性に反する犯罪行為の違法化に向けて文書が作成され、反人道罪を訴追し処罰する体制が確立されてきたことは、国際社会として評価される営みである。ただしそれはすでに生じた反人道罪への対応である。反人道罪を如何に未然に阻止していくのか、予防的な観点をも踏まえての包括的な取り組みが、国際社会においてさらに求められるのである。

### 《参考文献》

清水正義 (二〇一〇) 『人道に対する罪』の誕生 ニュルンベルク裁判の成立をめぐる一 丸善プラネット

竹村仁美 (二〇一八) 「人道に対する犯罪の法典化の系譜」『法律時報』九〇巻一〇号通巻一一二九号

望月康恵 (二〇一九) 「移行期正義と国際機関の役割」『国際問題』no. 679

Luban, David (2004), "A Theory of Crimes Against Humanity", *Yale Journal of International Law*, vol. 29

Sadat, Leila Nadya (2011), *Forging a Convention for Crimes Against Humanity*, Cambridge University Press

Commission for Reception, Truth, and Reconciliation Timor-Leste (CAVR) (2005), "Chegal The Report of the Commission for Reception, Truth and Reconciliation Timor-Leste Executive Summary"